

熊本県における土木工事積算の対応について

西日本高速道路株式会社では、熊本地震等の復旧・復興工事に伴うダンプトラック等の不足等に伴い、下記のとおり積算に補正等を行うことといたしましたのでお知らせ致します。

記

対策① 間接工事費（率分）を割増補正する

対象地区：熊本県を施工区域に含む土木工事

(1)阿蘇・上益城地域を含む工事（共通仮設費1.4倍、現場管理費1.1倍）

(2)熊本県内地域を含む工事（共通仮設費1.1倍、現場管理費1.1倍）

適用工事：土木工事積算基準により積算する工事に適用

適用対象：平成29年2月1日以降に契約する工事

ただし(1)は平成29年11月1日以降に契約する工事

適用方法：

(1)の適用：平成29年10月31日以前に公告等した工事…工事契約後、別途協議
平成29年11月1日以降に公告等する工事…当初積算にて反映

(2)の適用：平成29年1月31日以前に公告等した工事…工事契約後、別途協議
平成29年2月1日以降に公告等する工事…当初積算にて反映

対策② 土工の積算に入札前価格見積方式（入札参加者からの見積を積算に反映）を適用

対象地区：熊本県を施工区域に含む工事

適用工事：土工の積算基準を含む単価項目に適用

適用対象：平成29年2月1日以降に公告等する工事

以 上

注：対象地区の表現を、一部修正しました（平成29年11月2日）